

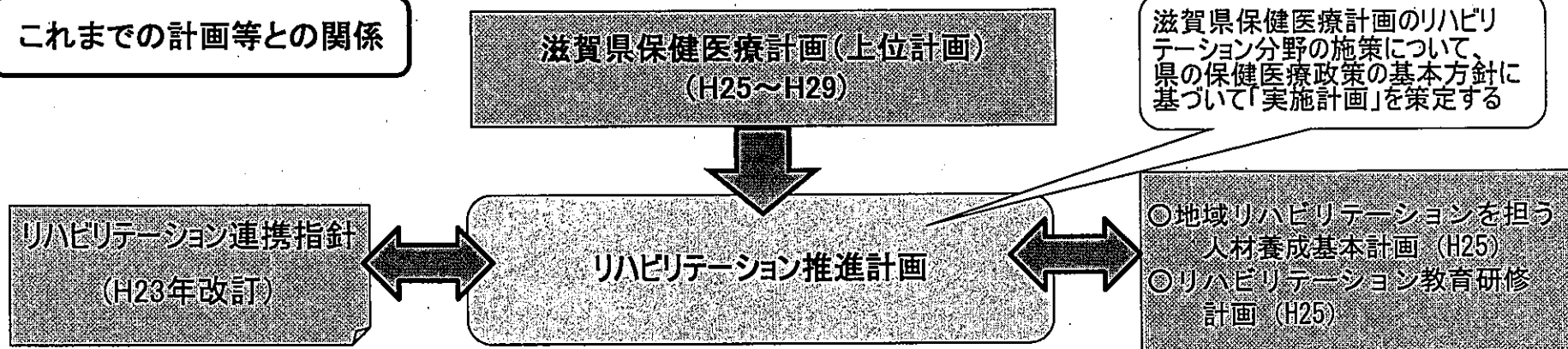
リハビリテーション推進計画の 策定について

滋賀県リハビリテーション推進計画(案)

計画の必要性

- ★ 2025年には高齢者が増加し、生産年齢人口のほぼ2人で1人の高齢者を支えることとなり、滋賀県でも65歳以上の高齢者の割合が27.5%となる。
- ★ 高齢者や障害者を持つ人等、リハビリテーションを必要とする人も増加し、特に地域を主体としたリハビリテーションが必要である。
- ★ 医療・教育・職業・社会・生活等総合的なリハビリテーションの提供が求められる。
- ★ 地域リハビリテーションに従事する人材育成が必要

これまでの計画等との関係



計画の期間

平成27年から平成29年までとし、保健医療計画に合わせて29年度に改定し、2025年(平成37年)に向けて取り組みを進める。

滋賀県リハビリテーション推進計画(案)

計画の構成 3つの柱

地域リハビリテーションの推進

- ・急性期リハの充実
- ・回復期リハの充実
- ・在宅における維持医(生活期)リハ支援の拡充
- ・介護予防含む予防リハの普及
- ・職業リハ支援の拡充
- ・教育リハ支援の拡充
- ・福祉用具や補装具の適切な利用等、環境設定の促進

医学的リハビリテーションの推進

- ・がん、呼吸器疾患、認知症、精神障害、発達障害等、新たな対象に対するリハ支援の提供
- ・難病、脊髄損傷、高次脳機能障害等、専門的なりハ支援の提供
- ・先進技術を活用した新たなリハ分野の開拓

リハビリテーション推進体制の整備

- ・政策的取組を進めるための体制整備
- ・今後のリハビリテーションセンターの機能
- ・各関係機関との役割
- ・安心して暮らせる地域づくり
- ・人材育成計画

実施のための
体制整備

策定までのスケジュール

H26年5月	協議会(骨子案)
6月~8月	関係機関意見交換
8月	協議会(素案)
9月	関係機関意見照会
10月	計画案作成
11月	協議会
12月	決裁

医療・介護サービス提供体制の改革 ロードマップ

